

休憩 (記念撮影)

△ 午後一時四十五分閉會

△ 各種報告

A 一般情勢報告 (別記二)

B 地方情勢報告

△ 緊急勸議

大阪紡織労働組合四貫島支部建議に激勸電報を打つ件 (大阪聯合會提案) 可決

△ 各種報告に対する質疑応答

午後五時三十分閉會

第二日

午前十時十分開會 議事審議開始

第一 満期除隊者復帰採用の件 (大阪聯合會提案)

可決

理由

徴兵に應ずるは國民の義務である然るにこの義務を果して満期除隊となり再び従前の工場に復帰せしむる時

事業主は款負ありとし除隊者は採用しなす斯くの如きは労働者の生活を脅威しその生活の方針を誤りしを招引して日織兵忌避の悪風を助長し國民生活の上へ大きな問題である。

決議

全國の事業主は當該工場より徴兵せられたるものを直ちに採用する様陸海軍大臣より各府県知事を通じて全國各業主に嚴重通告すること。

実行方法 中史委負會一位

第二 健康保険法改正に関する件 (關東職達労働組合大阪聯合會提案)

可決

改正要點

一 被保険者の加入範囲擴張

二 保険給付に關して

イ 工場法鑛業法による扶助と獨立して所謂私傷病にのみ適用すること。

ロ 療養、給付は飽迄客觀的認識の上にならねばならぬ。

ハ 医師選擇の自由と保険区以外の医師による診察費の給付。

ニ 保険給付期間制限の撤廢

ホ 傷病手当金に日給の全額。